

HEALTHCARE SOLUTION  
「外国人看護師、今後の展望」

# 閉ざされた規制緩和

NPO法人 AHPネットワークス 二文字屋 修  
青山学院大学 Sep. 26, 2010

# 外国人が看護師になる3ルート

1. 日本人と同様に、看護学校を卒業して看護師免許を取得(1990年～)
2. 外国の看護師が、日本で看護師免許を取得(2005年～)
3. EPA看護師候補者として、看護師免許を取得(2008年～) ・ ・ 対外経済戦略の一環

# 在留資格による違い

A, 1 と 2 は、「医療」

- ・・・看護師免許取得後7年以内の研修としての業務

B, 3 は、「特定活動」

- ・・・免許取得後、期間更新可能

# 職務の違い

A, 1 と 2 は、日本人看護師と同じ業務

B, 3 は、日本人看護師と同じ業務だが、  
訪問看護はできない

⇒ 看護師資格のダブルスタンダード

# 日本で働く外国人看護師の人数

「医療」の外国人登録者数199人(H22)

H19・217人, H18・173人, H15・117人

◎看護師数

「医療」75人

ベトナム38人、中国33人、韓国4人

「特定活動」3人、EPAによる看護師

インドネシア2人、フィリピン1人

# 最近の外国人看護師に関する政策

⇒ 「看護師国家試験受験資格認定」の緩和  
(2005年3月24日)

⇒ 「外国人看護師臨床修練」  
(2007年)

\* EPA看護師候補者の受け入れ

# 声をあげた ベトナム人 看護師たち

読売新聞(夕刊)  
2009年10月7日

## 外国人看護師「7年」の壁

在留期限 ベトナム人「悔しい」

言葉の壁は越えたのに…

日本看護協会の調査によると、外国人看護師の数は、2008年時点で約1万2千人に達している。そのうちベトナム人の数は約1千人に上る。ベトナム人の看護師は、主に介護施設や病院で働く。彼らは、言葉の壁を越え、日本の医療現場で活躍している。しかし、在留期限の問題が、彼らの生活に大きな影響を与えている。多くのベトナム人は、在留期限が満了すると、日本を去らなければならない。この現状に、彼らは悔しいと訴えている。



「このまま日本で働き続けたい」と話すベトナム人看護師のミン・フーさん(左)とフアンさん(右)が書類を確認している様子(東京・有明)

夕刊 読売新聞 2009年10月7日

ミン・フーさんは「日本語を話せるようになったら、学生時代に学んだ看護技術を最大限に発揮したい」と話している。フアンさんは「日本での生活は、とても楽しい。でも、在留期限の問題が、とても悩ましい。もっと多くのベトナム人が、日本で働きたい。でも、今の状況では、それが難しい。もっと多くのベトナム人が、日本で働きたい。でも、今の状況では、それが難しい。」

「医療」の分野で活躍する外国人看護師の数は、ここ数年で急増している。その中でも、ベトナム人の看護師は、特に目立っている。彼らは、言葉の壁を越え、日本の医療現場で活躍している。しかし、在留期限の問題が、彼らの生活に大きな影響を与えている。多くのベトナム人は、在留期限が満了すると、日本を去らなければならない。この現状に、彼らは悔しいと訴えている。

「研修」継続を／制限おかしい  
外国人看護師の増加に伴い、研修期間の延長が求められるようになった。しかし、この延長は、彼らの生活に大きな影響を与えている。多くのベトナム人は、在留期限が満了すると、日本を去らなければならない。この現状に、彼らは悔しいと訴えている。

外国人看護師の増加に伴い、研修期間の延長が求められるようになった。しかし、この延長は、彼らの生活に大きな影響を与えている。多くのベトナム人は、在留期限が満了すると、日本を去らなければならない。この現状に、彼らは悔しいと訴えている。

# 改正入管法から20年

## やっと動き出した就労年数撤廃

1. 「報告書・今後の出入国管理行政の在り方」  
(第5次出入国管理政策懇談会・平成22年1月)

『(医療の在留資格者は)、200名不足であり、我が国の・・・中略・・・国家試験の合格を前提とする限り、現行基準の緩和が・・・中略・・・需給状況に大きな影響を与えることはない』

# 改正入管法から20年

やっと動き出した就労年数撤廃

## 2. 「第4次出入国管理基本計画」 (法務省・平成22年3月)

『専門的な国家資格を有するこれらの者についてこのような就労年数の制限をする必要性は乏しいのではないか』

# 日本政府の「新成長戦略」

～「元気な日本」復活のシナリオ～

平成22年6月18日 閣議決定

## 10. アジア太平洋自由貿易圏の構築を通じた経済連携戦略

「EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受け入れを確かなものとしていくことを通じ、我が国の病院・介護施設において就労する外国人が増え、医療・介護の技術や知識を海外に広めることにより、看護・介護サービスの質・量が充実し、潜在的な看護・介護サービス需要が喚起されることが期待される。」

# 看護師試験外国人受験者への配慮

(平成22年8月24日厚労省発表)

1. 難解な用語を平易にする
2. 難解な漢字にはふりがなを振る
3. 主語、述語、目的語を明示する
4. 疾病名への英語の併記

# 外国人看護師受け入れのために 提案 I

## 1. 看護師試験における「必修問題」 (50問×80%)の絶対基準を適用しない

◎「必修問題」を80%以上得点しなければ、総合得点が合格ラインに達していても不合格とする、このような足きりをしない。

本国で看護師として就労経験のある外国人受験者には、総合点で判断する。

# 外国人看護師受け入れのために 提案Ⅱ

## 2. 試験時間を午前・午後30分ずつ延長する

◎長文問題を読み解く「状況設定問題60問」  
1問につき、1分間延長する。

日本語能力のハンディを考慮して受験者に  
平等な試験を実施する。

試験時間午前・午後それぞれ  
2時間40分→3時間10分にする。

# EPA外国人看護師受け入れのために 提案Ⅲ

## 3. 准看護師試験を活用する

- a, 准看廃止の方向にあり、養成校も減少している  
しかし、現状41万人の准看護師が就労している(看護師88.2万人)
- b, 在留資格「医療」に准看護師が認められている
- c, 看護師国家試験受験資格があれば、下位資格である  
准看護師試験を受けることができる
- d, 内外人平等の観点から、EPA看護師候補者にも日本人同様の  
受験機会を与える
- e, 准看護師で就労しながら看護師国家試験を目指す、Step by  
Stepとしてスキルアップをはかるための資格として位置付ける
- f, 就労は病棟に限る

\*\*\*\*日本で活躍するベトナム人看護師\*\*\*\*



お問い合わせはこちらまで、どうぞ。

[nimonji@ahp-net.org](mailto:nimonji@ahp-net.org)